

小規模保育事業の認可にかかる 意見聴取について （概要資料）

- (1)意見聴取の位置づけ、根拠
- (2)小規模保育事業の認可について

(1)意見聴取の位置づけ、根拠

本年10月16日付で認可申請があつた小規模保育事業に関して、児童福祉法第34条の15第4項に基づき、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者から、意見聴取を行うもの。

(認可主体は市であり、法令上の基準への適合性に係る審査を経た上で、意見聴取を行う。)

【参考】児童福祉法(昭和22年法律第164号)(抜粋)

第8条(審議会の設置及び権限)

- ③ 市町村は、第34条の15第4項の規定によりその権限に属させられた事項(中略)を調査審議するため、児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

第24条(保育所への入所措置等)

- ② 市町村は、前項に規定する児童に対し、認定こども園法第二条第六項に規定する認定こども園(子ども・子育て支援法第二十七条第一項の確認を受けたものに限る。)又は家庭的保育事業等(家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業をいう。以下同じ。)により必要な保育を確保するための措置を講じなければならない。

第34条の15(家庭的保育事業等)

市町村は、家庭的保育事業等を行うことができる。

- ② 国、都道府県及び市町村以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、市町村長の認可を得て、家庭的保育事業等を行うことができる。
- ③ 市町村長は、家庭的保育事業等に関する前項の認可の申請があつたときは、次条第一項の条例で定める基準に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準(当該認可の申請をした者が社会福祉法人又は学校法人である場合にあっては、第四号に掲げる基準に限る。)によつて、その申請を審査しなければならない。
(第一号～第四号 略)
- ④ 市町村長は、第二項の認可をしようとするときは、あらかじめ、市町村児童福祉審議会を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならない。

(2) 小規模保育事業の認可について

【概要】

① 事業種類

小規模保育事業A型

② 施設等概要

- ・所在地：佐世保市三浦町
- ・定員：18人(0歳児 6人、1歳児 6人、2歳児 6人)
- ・施設面積：82.5㎡(乳児室 19.97㎡、ほふく室 20.164㎡、保育室 17.166㎡、その他 25.2㎡)
- ・開所時間：(平日)7時00分 ～ 19時00分
(土曜)7時15分 ～ 18時15分
(日曜・祝日)休業
- ・連携施設：有(認可保育所)

③ 認可申請の内容

別紙資料のとおり(当日配付)

④ 認可年月日(予定)

平成29年11月1日